



栃木県公報

平成27年
3月31日(火)
号外
第27号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定..... 2

告示

栃木県告示第百六十七号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金等から適用する。

平成二十七年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

県民生活部の部中消防防災課の款の前に次のように加える。

危機管理課	栃木県災害弔慰金等負担金	災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。以下この項において同じ。）により死亡した者の遺族に対して市町村が支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して市町村が支給する災害障害見舞金に対して負担することにより、市町村における災害弔慰金等の円滑な支給を図る。	市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下この項において「政令」という。）第一条第一項に定める災害により死亡した者（当該市町村の長が当該災害により死亡した者であると認定したものをいう。）の遺族（死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母をいう。以下この項において同じ。）又は行方不明となつた者（当該市町村の長が当該災害により行方不明となり、死亡したものと推定したものをいう。）の遺族に対して支給する弔慰金（以下この項において「災害弔慰金」という。）の一部及び災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）別表に掲げる程度の障害がある住民に対して支給する見舞金	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する経費の四分の三	市町村
-------	--------------	---	--	------------------------------	-----

		(以下の項において「災害障害 見舞金」という。)の一部	
--	--	--------------------------------	--

県民生活部の部消防防災課の款中栃木県災害申慰金等負担金の項を削る。

(消防防災課)

栃木県告示第168号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

指定番号	指 定 す る 区 域	埋立地の区分
県西-001	鹿沼市茂呂字西茂呂1853番7の一部	ウ
県西-002	鹿沼市茂呂字西茂呂1893番3及び1893番23の各一部	ウ
県西-003	鹿沼市茂呂字西茂呂1893番3の一部	ウ
県西-004	鹿沼市下石川字大野原737番68、737番69、737番70及び737番71の各一部	イ
県西-005	鹿沼市下石川字郭公内732番21、732番22、732番25及び732番26の各一部並びに字大野原737番104の一部	イ
県西-006	鹿沼市下石川字大野原737番80の一部	エ
県西-007	鹿沼市藤江町字長沼24番、55番、56番、59番、63番及び103番並びに59番地先の一部	ウ
県西-008	鹿沼市藤江町字長沼60番1、60番2、61番1、61番2、61番3、61番4、61番5及び62番並びに61番1地先及び62番地先の一部	ウ
県西-009	日光市高德字ヲソ沢1493番1の一部	エ
県東-001	真岡市阿部品字深谷587番1、587番2、587番3及び587番4の各一部	エ
県東-002	芳賀郡益子町大字七井字ケカチ2422番、2423番及び3963番の各一部	エ
県北-001	大田原市福原字天梅1938番270及び1938番271の各一部	エ
県北-002	大田原市中田原字下ノ原24番の一部	エ
県北-003	那須塩原市西岩崎字大輪地331番10の一部	ウ
県北-004	那須塩原市東原字天蚕場83番1の一部	ウ
県北-005	那須塩原市青木字大輪地原548番6及び548番10の各一部	エ
県北-006	那須塩原市青木字大輪地原1300番24及び1303番16の各一部	エ

県北-007	那須塩原市小結字道東204番1	エ
県北-008	那須塩原市墓沼字下原13番7及び13番8の各一部	エ
県北-009	那須塩原市東原字天蚕場226番5の一部	ア
県北-010	那須塩原市高阿津字関谷道西491番3の一部	エ
県北-011	那須塩原市細竹字箭坪道15番3、15番17、15番19及び15番22の各一部	ア
県北-012	那須塩原市西岩崎字上ノ林21番2、22番1、27番、27番2、28番、30番1、31番3、31番4、31番5、32番1及び32番2の各一部並びに23番、24番、26番1、26番2、28番2、31番2及び32番3並びに字小畑25番3の一部	ア
県北-013	那須塩原市墓沼字蛇尾川向628番5の一部	エ
県北-014	那須塩原市三区町529番51の一部	エ
県北-015	那須塩原市三区町529番9の一部	エ
県北-016	那須塩原市西岩崎字上ノ林2番6及び2番7の各一部	ア
県北-017	那須塩原市西岩崎字大輪地253番3及び253番4の一部	エ
県北-018	那須塩原市戸田字那須東原204番4及び204番6の各一部	ア
県北-019	那須塩原市三区町535番2の一部	エ
県北-020	那須塩原市青木字大輪地原95番3の一部	エ
県北-021	那須塩原市戸田字那須東原196番6、196番7、196番8、196番10、196番13及び196番14並びに196番9、196番12、196番15、196番17、196番18、196番19、196番20、196番21、197番1及び197番2の各一部	ア
県北-022	那須塩原市細竹字箭坪道1番3及び1番4の各一部	ア
県北-023	那須塩原市百村字穴沢東2908番2の一部	ア
県北-024	那須塩原市西岩崎字上ノ林5番16及び5番17の各一部	ア
県北-025	那須郡那須町大字寺子乙字古屋敷3188番、3193番260及び3196番3の一部	エ
県北-026	那須郡那須町大字寺子乙字菖蒲沢3191番1及び3191番2の各一部	エ
県北-027	那須郡那須町大字豊原乙字沼尻2128番1の一部	エ
県北-028	那須郡那須町大字豊原乙字沼尻2128番6の一部	エ
県北-029	那須郡那須町大字豊原乙字沼尻2140番7及び2142番6の各一部並びに大字豊原丙字郷士久保94番1、96番6及び96番7の各一部並びに96番3	ア
県北-030	那須郡那須町大字高久丙字北条平1124番6の一部	ア

県北-031	那須郡那須町大字稲沢字観音前1044番5の一部	エ
県北-032	那須郡那須町大字豊原丙字高津道西4282番4及び4282番6の各一部	エ
県南-001	足利市山下町字山王2331番1、2331番2、2331番3、2331番4、2331番5及び2331番6	エ
県南-002	足利市羽刈町字中川原1404番1、1404番2、1405番1、1405番2、1405番3、1405番4、1405番5、1405番6、1406番1、1406番2、1407番1、1407番2、1407番3及び1407番4	エ
県南-003	足利市小俣町字上川原72番1、72番2、72番3、72番4、72番5、72番6及び75番2並びに75番2地先の一部	エ
県南-004	足利市大前町字仲田751番1及び751番4	エ
県南-005	佐野市高萩町1294番3の一部	ア
小山-001	栃木市都賀町原宿字宿南13番、13番2、14番及び15番4の各一部	エ
小山-002	小山市犬塚三丁目1番1及び1番6の各一部	ウ
小山-003	下都賀郡壬生町大字羽生田字北原1671番3	ウ
小山-004	下都賀郡壬生町大字羽生田字北原1667番の一部	エ

備考 埋立地の区分

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号に定める埋立地

イ 政令第13条の2第2号に定める埋立地

ウ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第1号に定めるもの

エ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、省令第12条の31第2号に定めるもの

オ 政令第13条の2第3号ロに定める埋立地

(廃棄物対策課)